

## 水道について

建築、開発行為等により、飯田市の水道を新規に使用する場合又は既存の水道施設(給水装置を含む)を改造する場合は、水道局へ届出が必要になります。

### 【事前に】

- 建築、開発行為箇所が給水区域か、配水管敷設状況等を水道局で確認してください。
- 多量の給水量を伴う施設又は団地造成など1系統の給水装置を多く設ける場合は、事前に水道局へ協議してください。
- 開発にあたり、その行為が地下に埋設された配水管や給水管に影響があるかどうか、事前に水道局へ相談してください。

### 【工事にあたって】

- 給水装置が関係する工事は、必ず飯田市指定給水装置工事事業者へ相談してください。
  - ※ 給水装置を新設又は改造する場合は、必ず水道局へ工事申請し承認を受けなければなりません。開発業者の方は、飯田市指定給水装置工事事業者へ余裕をもって申請協議を行ってください。
  - ※ 飯田市指定給水装置工事事業者以外が施工した場合、水道法違反となります。

### 【建物の解体により、水道の権利を廃止したい場合】

- 建物を解体し更地にしたとき、将来も水道が必要ない場合は、配水管から給水装置を切り離す工事を必ず行ってください。この場合、水道の加入権利が消滅します。なお、この際の切り離す工事も、上記【工事にあたって】と同様の対応となります。

問い合わせ先	水道課 給水係	電話 22-4511 内線 2275
--------	---------	--------------------